

成年年齢引き下げと消費者教育

独立行政法人国民生活センター理事長 松本恒雄

1 はじめに

2007年5月 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）制定

2009年10月 法制審議会総会答申「民法の成年年齢の引下げについての意見」

「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の解決に資する施策が実現されることが必要である。

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関連施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。」

2015年6月 公職選挙法改正

2016年7月 参議院議員選挙

2017年10月 衆議院議員選挙

2 民法改正案の内容**新旧対照表**

| 現行案 | 改正案 |
|--|--|
| (成年) 第四条 年齢20歳をもって、成年とする。 | (成年) 第4条 年齢18歳をもって、成年とする。 |
| (婚姻適齢) 第731条 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。 | (婚姻適齢) 第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。 |
| (未成年者の婚姻についての父母の同意) 第737条 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。 2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。 | 第737条 (削除) |
| ((婚姻の届出の受理) 第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第731条から第737条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。 | (婚姻の届出の受理) 第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第731条から第736条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。 |

| | |
|--|--|
| <p>(婚姻による成年擬制)</p> <p>第 753 条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。</p> | <p>第 753 条 (削除)</p> |
| <p>(養親となる者の年齢)</p> <p>第 792 条 20 歳に達した者は、養子をすることができる。</p> | <p>(養親となる者の年齢)</p> <p>第 792 条 成年に達した者は、養子をすることができる。</p> |
| <p>(養親が未成年者である場合の縁組の取消し)</p> <p>第 804 条 第 792 条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、成年に達した後 6 箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。</p> | <p>(養親が 20 歳未満の者である場合の縁組の取消し)</p> <p>第 804 条 第 792 条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、20 歳に達した後 6 箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない</p> |

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 34 年 (=2022 年) 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 26 条の規定は、公布の日から施行する。

(成年に関する経過措置)

第 2 条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第 4 条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に 18 歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に 20 歳以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に 18 歳以上 20 歳未満の者（次項に規定する者を除く。）は、施行日において成年に達するものとする。

3 施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法（次条第 3 項において「旧法」という。）第 753 条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。

(婚姻に関する経過措置)

第 3 条 施行日前にした婚姻の取消し（女が適齢に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第 731 条及び第 745 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に 16 歳以上 18 歳未満の女は、新法第 731 条の規定にかかわらず、婚姻をすることができる。

3 前項の規定による婚姻については、旧法第 737 条、第 740 条（旧法第 741 条において準用する場合を含む。）及び第 753 条の規定は、なおその効力を有する。

(縁組に関する経過措置)

第4条 施行日前にした縁組の取消し（養親となる者が成年に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第4条、第792条及び第804条の規定並びに附則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

関係法令の整備

①実質的な年齢制限を変更しないもの

未成年者喫煙禁止法 → 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律

未成年者飲酒禁止法 → 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律

アルコール健康障害対策基本法 未成年者の飲酒 → 20歳未満の者の飲酒

競馬法 勝馬投票券の購入制限 未成年者 → 20歳未満の者

自転車競技法 車券の購入制限 未成年者 → 20歳未満の者

小型自動車競走法 勝車投票券の購入制限 未成年者 → 20歳未満の者

モーターボート競走法 舟券の購入制限 未成年者 → 20歳未満の者

（カジノ法案 入場制限 20歳未満の者）

②年齢制限を変更しないもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

年少者（18歳未満の者）の営業所への立ち入り禁止

児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律

もともと「児童とは、満18歳に満たない者」とされていた

ただし、一定の場合、満20歳に達するまで、保護の延長が可能

延長者の親権者等について、児童虐待防止法の対象からははずす

③年齢制限を変更するもの

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性別の取扱いの変更の審判の請求 20歳以上 → 18歳以上

国籍法 二重国籍者の国籍の選択時期 2歳引下げ

旅券法 10年旅券 20歳以上 → 18歳以上

水先法 水先人の登録要件 20歳以上 → 18歳以上

社会福祉法 社会福祉主事 20歳以上 → 18歳以上

船舶職員及び小型船舶操縦者法 資格・免許 20歳以上 → 18歳以上

④未成年者規定をそのまま維持するもの（＝実質年齢制限の変更）

労働基準法

労働契約が未成年者にとって不利な場合の親権者・後見人・行政官庁による将来に向けての解除権（労基法58条2項）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

欠格事由 未成年者のまま

公認会計士法、医師法、司法書士法、行政書士法、社会保険労務士法ほか

欠格事由 未成年者のまま

⑤従来から未成年者を欠格事由としないもの

弁護士法

司法試験法には、予備試験の受験制限規定がない

⑥別途審議中

少年法

3 未成年者取消権の意義

民法の規定

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第6条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

(職業の許可)

第823条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 親権を行う者は、第6条第2項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(財産の管理及び代表)

第824条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

未成年者による日常生活に関する行為

民法9条「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない」

同趣旨の既定は、被保佐人（民法13条1項ただし書）

被補助人（民法17条1項ただし書）

未成年者については同趣旨の規定なし

非類推説

成年年齢引き下げの理由の1つとして挙げられることがある

類推説

相談現場

民法の中でもっとも使うのは未成年者取消権

4 若年者の法的保護策の提案

(1) 若年者のための特別の保護策の提案

①若年成年者撤回権

加藤雅信教授の民法改正案 11 条

18 歳から 23 歳までの者に若年成年者撤回権（クーリングオフの権利）

「23 歳未満の成年者（以下「若年成年者」という。）は、法律行為の相手方が事業者である場合において、その申込み若しくは個別の勧誘により法律行為を行ったときには、法律行為の時又は法律行為の目的物を受領した時から起算して 1 か月の間、その法律行為を撤回することができる。ただし、若年成年者が支払うべき金額若しくは支払うべき総額が 10 万円に満たない場合、又は当該法律行為の状況から裁判所が撤回が相当でないと認めるときは、この限りでない。」

②「初成年」の支援人制度と相談の制度化

大村敦志教授による「成年・未成年」の細分化・相対化提案

未成年を「完全未成年」（15 歳未満）と「準成年」（15 歳以上 18 歳未満）に二分

「準成年」は被保佐人と同様に扱って、重要な行為以外は単独でできる

「完全未成年」は法定代理人の同意なしには完全な法律行為をできないが、

10 歳から 12 歳を境に「幼年」と「半成年」にさらに二分

「幼年」については日用品の購入などを除き行為能力も責任能力も否定

成年を「初成年」（成年後 25 歳あるいは 26 歳まで）と「完全成年」に二分

「初成年」については、「支援人」（法定代理人あるいは本人が選任した者）に相談した上でなければ、一定の重要な行為はできない

「支援人」の同意は不要、相談と助言のみ

③若年成人の取消権及び若年成人に対する配慮義務

消費者委員会「成年年齢引下げ対応ワーキング・グループ報告書」（2017 年 1 月）

* 「事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗ることにより締結させた、当該若年成人にとって合理的・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度」の検討提案

* 「事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする」との規定を提案

④若年成年者の司法的保護の延長請求

フランスでは、1974年に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げ
社会への統合に重大な困難があることを証明した21歳未満の成年者等は、私法的
保護の措置の延長等を裁判官に請求することができるという制度を設けた

⑤18歳・19歳に限定した不招請勧誘の取消権

松本提案

成年年齢の18歳への引下げにより特に被害増加が危惧されるタイプに限定
当分の間、未成年者取消権を奪われる者への激変緩和措置として

(2) 消費者一般の保護策の強化の提案

①状況の濫用・公序良俗違反の現代型類型

オランダ民法第3編44条（消費者契約に限定されず適用）

44条1項「法律行為が強迫、詐欺または状況の濫用によって成立したときは、その
法律行為を取り消すことができる」

44条4項「状況の濫用は、相手方が窮状、従属、軽卒、異常な精神状態、または無
経験のような、特別の状況によって法律行為の着手に導かれたことを知りまたは
理解しなければならない者が、その者が知りまたは理解しなければならないよう
な事情によればそれを思いとどまるべきであったにもかかわらず、当該法律行為
の実現を促したときに、認められる」

フランス民法（2016年大規模改正、同年10月施行）

新1142条「強迫は、一方当事者によってされたときも、第三者によってされたとき
も、無効原因である」

新1143条「強迫は、当事者の一方が、その相手方が置かれた依存状態を濫用し、そ
のような強制がなければ引き受けなかったであろう約務をその者から得、かつ、そ
こから明らかに過大な利益を引き出すときにも存在する」

日本の民法（債権法）改正中間試案（2013年）

公序良俗違反（民法90条）の現代型類型として暴利行為を規定するとの提案

民法90条2項新設「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法
律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用
して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行
為は、無効とする」

相当な価格で商品の売買契約やサービスの提供であれば、不当な勧誘でも有効

②「複合的要因に基づく瑕疵」を理由とした取消権

加藤雅信民法改正案59条

「意思表示が、この法律の意思表示の無効、取消しの規定の要件を完全には充足し
ない場合であっても、以下の各号に掲げる要件の複数に該当し、その意思表示に基
づく法律行為の効力を維持することが〔新〕第3条（信義誠実の原則）に反すると
きは、その法律行為により不利益を受ける者はその法律行為を取り消すことができ
る。

- 一 年齢による未経験、又は加齢による判断力の低下が認められる者が、その者が特に必要としない取引のための意思表示をした場合において、意思表示の相手方がその事情を知ることができたとき
- 二 意思表示の相手方が、意思表示をする者が誤解しやすい情報を提供したとき
- 三 意思表示の相手方が、意思表示をする者が冷静な判断をしにくい状況、又は誤解しやすい状況を作り出したとき
- 四 当該取引の性質に照らし、社会的に告知することが相当と思われる事情を告知しなかったとき
- 五 意思表示の相手方が、意思表示をした者が交渉を中止したい旨の意思を表示したにもかかわらず、交渉を中止しなかったとき
- 六 投機性を伴う取引の勧誘が、相手方の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らし不相当と認められるものであるとき、又は不相当と認められる広告を利用して取引をしたとき
- 七 対価を伴う取引において、通常取引と比べ、対価が不相当に均衡を失しているとき。ただし、意思表示をした者が対価の不均衡を知っている場合にはこの限りでない。」

③合理的な判断をすることができない事情を利用した契約締結

2016年消費者契約法改正（2017年6月3日施行）

その典型例の一つとしての「過量契約」についての取消権を新設
（改正消費者契約法4条4項）。

消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書（2017年8月4日）

消費者契約法4条3項に、2つの類型の追加を提案

- ①当該消費者がその生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険に関する不安を抱いていることを知りながら、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該損害又は危険を回避するために必要である旨を正当な理由がないのに強調して告げること
- ②当該消費者を勧誘に応じさせることを目的として、当該消費者と当該事業者又は当該勧誘を行わせる者との間に緊密な関係を新たに築き、それによってこれらの者が当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となったときにおいて、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げること

①が消費者の不安に不当につけ込む商法、②がデート商法などを対象

④事業者による情報提供・説明における適合性への配慮義務

消費者委員会（親委員会）答申（2017年8月8日）の付言

「2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。

- 3 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、『当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験』のほか、『当該消費者の年齢』等が含まれること。」

5 消費者契約法改正案の内容

新旧対照表

| 現行法 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(事業者及び消費者の努力)</p> <p>第3条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、</p> <p>消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(事業者及び消費者の努力)</p> <p>第3条 事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、<u>その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。</u></p> <p>二 消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、<u>物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。</u></p> <p>2 変更なし</p> |
| <p>(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず</p> | <p>(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意又は<u>重大な過失</u>によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げよ</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。</p> <p>3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> | <p>うとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。</p> <p>3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>一 (変更なし)</p> <p>二 (変更なし)</p> <p>三 当該消費者が、<u>社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあまり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げる</u>こと。</p> <p>イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項</p> <p>ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項</p> <p>四 当該消費者が、<u>社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げる</u>こと。</p> <p>五 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。</p> <p>六 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> | <p>業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>5 (変更なし)</p> <p>6 (変更なし)</p> |
| <p>(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)</p> <p>第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。</p> <p>一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項</p> <p>二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項</p> <p>三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項</p> <p>四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項</p> <p>五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵かしがあるとき（当該消費者契約が請負契約である場合に</p> | <p>(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)</p> <p>第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。</p> <p>一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、<u>又は当該事業者</u>にその責任の有無を決定する権限を付与する条項</p> <p>二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、<u>又は当該事業者</u>にその責任の限度を決定する権限を付与する条項</p> <p>三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、<u>又は当該事業者</u>にその責任の有無を決定する権限を付与する条項</p> <p>四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、<u>又は当該事業者</u>にその責任の限度を決定する権限を付与する条項</p> <p>五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵かしがある</p> |

| | |
|---|--|
| <p>は、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項</p> <p>2 (略)</p> | <p>とき (当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、<u>又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項</u></p> <p>2 (変更なし)</p> |
| <p>(消費者の解除権を放棄させる条項の無効)</p> <p>第8条の2 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。</p> <p>一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項</p> <p>二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること (当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること) により生じた消費者の解除権を放棄させる条項</p> | <p>(消費者の解除権を放棄させる条項等の無効)</p> <p>第8条の2 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。</p> <p>一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、<u>又は当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項</u></p> <p>二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること (当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること) により生じた消費者の解除権を放棄させ、<u>又は当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項</u></p> |
| | <p>(事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効)</p> <p>第8条の3 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約 (消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。)の条項は、無効とする。</p> |

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。ただし、附則第3条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、この法律による改正後の消費者契約法 (以下「新法」という。)第4条第2項 (新法第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 新法第4条第3項第3号から第6号まで（これらの規定を新法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。
- 3 この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、新法第8条第1項及び第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新法第8条の3の規定は、この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、適用しない。

評価

4条3項3号・4号の新設提案

「社会生活上の経験が乏しいことから」 ← 消費者委員会WG提案の線

6 消費者教育による対応

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定(2018年2月20日)

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

18年から20年までの3年間を集中強化期間とする

高等学校における消費者教育の推進

①学習指導要領の徹底

公民科、家庭科

②消費者教育教材の開発、手法の高度化

「社会への扉」を活用した徳島県での授業を、2020年には全国展開
法教育との連携

アクティブ・ラーニング

③実務経験者の学校教育現場での活用

消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務家
国民生活センターでの研修

消費者教育コーディネータの育成と都道府県等への配置

④教員の養成・研修

消費者教育推進課意義若年者の消費者教育分科会で教員養成課程、現職教育
研修、免許更新研修における消費者教育に関して検討中

大学等における消費者教育の推進

①大学等と消費生活センターとの連携、そのための情報提供・支援

②大学等における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

その他

①消費者教育推進計画の策定と消費教育推進地域協議会の設置

現在、計画で46都道府県、協議会で45都道府県

②「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の見直し（文科省）

7 結び—その他の課題

一斉成人成り

加藤雅信民法改正案 9 条 1 項

「年齢 18 歳に達した年の 4 月 1 日をもって、成年とする」

成人の日

現在は 1 月の第 2 月曜日

大学入試シーズンと重なる

成人式

いつやるか